

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社からの意見書について

- P 1 . . . 大分ケーブルテレコム株式会社からの裁定申請について
- P 1 4 . . . シーティービーメディア株式会社からの裁定申請について
- P 2 7 . . . 株式会社ケーブルテレビ佐伯からの裁定申請について
- P 4 0 . . . 大分ケーブルネットワークからの裁定申請について



大分ケーブルテレコム株式会社から平成19年3月23日付で
提出された総務大臣裁定申請についての意見書

平成19年4月26日
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社



308

平成 19 年 4 月 26 日

総務大臣 菅 義偉 殿

郵便番号 814-8585

住所 (より読み) 福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

氏名 (より読み) アール・ケー・ビーまいにちほうそうかぶしきがいしゃ
アール・ケー・ビー毎日放送株

代表取締役社長 いしがみ やま 石上 大

電話番号 092-852-6666 (代表)

意見書

大分ケーブルテレコム株式会社から平成19年3月23日付で提出された総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定に基づき別紙の通り意見を述べます。

1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

| | |
|-------|--|
| 当社の名称 | アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 |
| 代表者 | 代表取締役社長 石上大和 いしがみやまひと |
| 住所 | 福岡市早良区百道浜二丁目3番8号 ふくおかしきわらくももちはまらちようめうばんごう |

2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

はじめに

このたび大分ケーブルテレコム株式会社より当社に対し、有線テレビジョン放送法に基づき再送信の同意を求める「大臣裁定」の申請がなされた。

当該ケーブルテレビ事業者からは、昨年10月以来、再送信についての話し合いの申し入れが複数回あったが、その都度、当社は誠実に対応し再送信に関わる当社の考え方を詳しく説明してきた。それにも関わらず当該ケーブルテレビ事業者が当社の考え方を一向に理解しようとはせず、「大臣裁定」によって強制的に再送信同意を引き出そうすることは、非常に残念であり、また遺憾である。

(1) 「放送を意図している区域」について

当社の放送の再送信をどの地域で認めるかは、当社に固有の権限であり判断事項である。その権限の上に立って、当社が地上デジタル放送の再送信を認めるのは「放送を意図している区域」すなわち「免許上の放送対象地域」である。

放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性に鑑み、また、エリア内難視聴、ビル影難視等の解消に協力いただく観点から、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。

一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を当社が負っているわけでもない。従って再送信に同意しなければならない特段の理由はなく、むしろ、以下に述べる極めて深刻なさまざまな弊害がある。

当社はアナログ放送では、情報格差是正のためという理由が認められる場合に限り例外的に再送信に同意してきたが、これも本来は国と当該県の問題であって、他県の放送事業者の負う責任・義務ではないと考える。

放送対象地域外の再送信については、有線テレビジョン放送法に「大臣裁定」制度が導入された昭和60年代の狭小な区域に対するそれと、全国平均で40%を

超える世帯が加入し、一事業社の業務区域も大幅に拡大した現在のそれとでは状況が大きく異なっている。

「情報通信審議会」第3次中間答申では、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信について、「放送事業の放送の意図としての地域性」には「一定の合理性」がある旨、明記されているが、この考えはケーブルテレビでの再送信にも適用されるべきものとする。

(2) 同一系列地元局OBSの視聴が適切かつ重要

当社は東京放送(TBS)をキー局とするJNN系列28社の一員だが、大分県には同じくJNN系列の大分放送(OBS)が存立する。当社とOBSは多くのJNNネット番組を共有するとともに、それぞれの放送対象地域においてローカル番組を制作して放送し、また、それぞれの放送対象地域をターゲットエリアとするローカルCMを放送している。

従って視聴者にとっては、共通のネット番組を当社の区域外再送信を通じて視聴する必要はまったく無く、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として地元局発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。

このほど当社では、大分県日田市のケーブルテレビ事業者に対してデジタルでの再送信に同意することとしたが、その理由は同市が福岡県と生活圏としての十分な一体性があると判断したからであって、大分ケーブルテレコムは業務区域である大分市、由布市、国東市にはそうした一体性は認められず、同意の必要性は極めて乏しいと考える。

(3) デジタル化で益々重要になる地元発の地域情報、災害情報等

当社は常に放送の「地域密着」を心掛けており、福岡地方の気象情報や緊急災害情報が県民生活の安全を支えているほか、福岡県内の出来事や県民生活を豊かなものにする地域情報をさまざまな番組を通じて毎日送り届けている。この点はOBSも同様であり、大分県民の生活の安全と豊かさに大きく貢献していると思われる。

区域外再送信を通じて当社の放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。

当社から見ても、福岡地方向けの放送が意図しない地域で再送信されることによって、結果として誤った情報や役に立たない情報となることが危惧される。

地上波のデジタル化では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。従ってデジタルではアナログよりもさらに地元局視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外再送信はこれに大きく逆行する。

(4) 地域免許制度の形骸化をもたらす

地上放送事業者には放送法で定められた放送対象地域があり、志を同じくする各地の放送事業者が系列ネットワークを結ぶことによって編成・報道・制作・営業など、あらゆる部門で連帯、協力して経営基盤を確保し、これによって地上放送の優れた番組が実現している。加えて、そもそもチャンネルプランは、各地域での放送事業存立の基盤となる経済力等も考慮して、決められていると考える。

現在では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めることは、こうした地域免許制度の形骸化をもたらすこととなり、断じて受け入れられない。

区域外再送信を通じて放送サービス数を増やすことは、ケーブル加入者と非加入者で著しい不公平を生む面でも大きな問題である。

大分地域はクロスネットの局を含む地上波民放3局地区だが、今回の大臣裁定申請が求める福岡4波を加えると、実質的には「民放7局地区」となり、地元局の経営に甚大な影響が生じ、地上デジタル放送全体の健全な発展を損なうことが懸念される。

再送信の同意権限が発局にあることから、地元局の納得もしくは了解は必要ないとも言われるが、実際には地元局の経営に深刻な影響をもたらすことから、当社は同意にあたっては地元局の意向を確認することが必須事項と考えている。裁定の判断においては、福岡民放4社の意見と併せて大分民放3社の意見も、十分に反映されるよう強く要望する。

(5) 地元局経営への影響について

大分民放3社の推計によれば、当社など福岡民放5社の区域外再送信による経営影響は、

、区域外再送信による地元放送事業者への経営的影響は甚だ深刻である。

2011年のデジタル全面移行に向けて、民放各局はマスター、スタジオなどの局内設備及びデジタル親局・中継局の置局など5年間前後の間に集中的なデジタル対応投資を進めているが、ローカル民放の場合、その額は1年間の売上高に匹敵するケースが多い。

多くの民放がこうした多大な投資によって、データ放送など地域密着型の高機能サービスを含む充実したデジタル放送を、放送対象地域内に可能な限り「あまねく」送り届けようと努めているところである。こうした「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している当社としても、こうした影響に無関心ではおれない。デジタルの区域外再送信は特段の事情がない限り抑制されるべきである。

(6) 著作権法上の問題について

放送事業者には有線テレビジョン放送法に基づく同意の権限に加えて、著作権法に基づく再送信許諾の権限が付与されているが（参考※1平成19年3月、予算委員会における伊吹文科相答弁）、当社としては、今回要請されているデジタル放送の区域外再送信については、この著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、有線法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。（参考※2平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」）

当社が購入もしくは制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内での放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、新しいメディアであるデジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。

当該ケーブルテレビ事業者との話し合いの中で、この著作権処理問題に再三言及したが正しく認識されたとは言えず、また、「有線放送事業者の責任で行うこと」に関する具体的な方針も何ら示されていない。

（参考※1）平成19年3月、予算委員会での伊吹文科相答弁

「著作権法99条に『放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する』とある。従ってケーブルテレビ局が放送事業者の専有している権利を、対価を払わずに侵すことは明らかに法律違反」

（参考※2）平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」

「有線放送による同時再送信の場合、放送事業者は、第三者の契約処理を必要とする場合は有線放送事業者の責任で行うことなどを条件に、有線法に基づく再送信の同意を与えており、事実上はこれにより、放送事業者の著作隣接権の許諾も併せて与えられていると考えられる」

(7) CMの地域性について

民放の主たる収入源であるCMについては、広告主の意図および視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っているところであり、区域外再送信はCMの地域性の面でも問題が大きい。

放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CMや、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりではなく視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くこととなる。

ケーブル各社にその認識もなく、設備的にも対応できない現状の中で、当社が責任を負えない地域でのCMの放送は、広告主に対しては言うまでもなく、視聴者のためにも適切でない。

(8) アナログ放送での区域外再送信の同意について

ケーブルテレビ事業者からは、地上波がデジタルに変わるのはアナログ波からの単純な移行であるから、アナログ波での再送信に同意していた場合はデジタル波でも再送信に同意すべきである、との主張がなされている。この点について既に触れている箇所もあるが、当方の主張を重ねて申し述べる。

① ケーブル事業者の事業形態が変わってきている

昭和 30 年代の有線テレビ事業は「共聴施設」が主で、地方の難視聴解消の手段として普及が進み、区域外再送信も同様の考え方で同意されてきたが、40 年代に入ると都市型受信難視の解消手段として、昭和 60 年代に入ると地上・衛星テレビの再送信に加えて多チャンネルサービスやコミュニティ・チャンネルも提供する都市型ケーブルテレビとして発展してきた。衛星放送や地上波放送がデジタル化された現在のケーブルテレビ事業は、光ケーブルを利用したこれらの再送信を含む多チャンネル映像サービスに加え、インターネット、電話などのサービスを全国で 2000 万を超える世帯に届けている。当初に較べると業務範囲は格段に拡大し、プラットフォームとして地元放送事業者に肩を並べる、若しくは抜きん出る事業に成長している。

このような中で、区域外再送信はケーブルテレビ事業者が多チャンネルを揃えるための営業政策として積極的に活用されており、当初の目的であった難視聴対策や情報格差是正の域を大きく外れている。

② サービスの質、量、内容が変わってきている

デジタル化された地上波ではメインの映像・音声に加え、データ放送、ワンセグ・サービスなどサービスが多層化しており、複雑化している。データ放送はより地域密着情報となり、ワンセグ・サービスもサイマル縛りが外れば、本サービスとの連携も多様なものとなる。アナログ時代の単一サービスに比べ、情報を送り出す側の責任はより重くなっている。有線テレビでは、ワンセグは論外だが、データ放送を含む全ての情報サービスが忠実に再送信される保証はなく、「同一性保持原則」から外れる結果をもたらす。

また、アナログ波は受信点が遠くなれば遠くなるほど品質が劣化するが、パス・スルー方式のデジタル再送信ではメイン・サービスの画質・音質の劣化はない。アナログに比べ格段に品質の高い再送信が実現することになり、地元局の視聴習慣を損なうなど、弊害がますます大きくなることが懸念される。

③ 著作権に対する社会的な認識が格段に厳しくなっている

知的財産権を重視する現在では法も整備され、著作権に対する対応はアナログ時代のそれよりも厳格になっており、何人に対してもその遵守が求められている。当方の放送に係る著作権許諾では放送範囲が定められており、殆どの場合区域外再送信は認められていない。

また、現在、コピー制限についての話し合いがなされているように、デジタルでは画質・音質の劣化が無く、受信点が遠くなると画質が悪くなるアナログと同列には論じられるべきではない。

おわりに

平成 18 年末のケーブルテレビ加入世帯は「自主放送を行う許可施設」だけをとっても 2050 万世帯に達し、世帯普及率は 40.1% に及んでいる。これは平成 7 年と比べても加入世帯 5.7 倍、世帯普及率 4.9 倍という飛躍的な成長ぶりである。

そうした中で、「再送信不同意の正当な理由」が今もって昭和 61 年 4 月・衆議院通信委員会答弁の「5 条件」だけであるなら、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と言わなければならない。大臣裁定制度を廃止するか、「再送信不同意の正当な理由」を抜本的に見直し、適正なものとするべきである。

デジタル放送のケーブル再送信は「2011 年 7 月全面移行」に向けて重要だが、それはあくまで区域内についてであり、区域外再送信については全面移行への課題ではない。むしろ、デジタル化にも絡む上記のさまざまな弊害、問題に十分留意した適正な判断が必要だと考える。

とりわけ当社の場合、大分地方の同一系列 O B S の放送および区域内再送信で視聴者ニーズは充足されており、区域外再送信は当該ケーブルテレビ事業者の営業戦術として“モアチャンネル・サービス”に過ぎず、こうした事例にまで強制的に同意させられることがあってはならないと考える。

尚、すでに述べたが、当社としては真摯に大分県のケーブル各社と話し合いを持ってきており、その結果として、隣接地域の K C V コミュニケーションズ（日田市）については、地元局の了解が得られたことや、放送波を直接受信している区域が多いこと、生活・文化・社会の各面で福岡地域と深い関係があることなどを考慮して、すでに同意することとした。

事業者間でこうした一定のルール作りのための努力が重ねられていることを十分に配慮し、今回の大臣裁定申請についてはくれぐれも慎重に取扱い、放送事業者（発局、地元局）の意見が十分に反映された結論となるよう、重ねて、強く要望する。

3 本件に関する協議の経過

- (1) 本件に係る交渉経過は【参考資料 2】の通り。
- (2) 【参考資料 3】で当該ケーブルテレビ事業者が認めるとおり、直近まで長期間の“違法”再送信状態が継続されていたことについても、十分に留意されたい。

4 その他参考となる事項

なし

平成19年4月17日

RKB毎日放送株式会社 御中

株式会社
テレビ編成

福岡波区域外再送信による大分地区への影響

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御社より照会のありました表題の件につきまして、弊社の考え方などを下記にご説明させていただきたく存じます。何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

謹白

記

大分地区民放3局のローカル売上(タイム・スポット)は年々減少傾向にあり、平成13年(2001年)が [] だったのに対し、17年(2005年)は [] と約 [] 減少しております。こうした状況の中、昨年度の視聴率調査における「その他」の視聴率(全日)は約9%と無視できない高い値を示しており、その大半はケーブルテレビを利用して福岡波(7ノッ)を視聴してしものと推察されます。「その他」の視聴率が高くなりローカル局の視聴率が下がれば、その比率で売上が下がり、ひいてはエリアのパワーや媒体価値を低下させる要因になるものと考えられるため、大分地区民放3局にとっても大きな経営問題となる事と憂慮しております。

また区域外放送の視聴利用により地元のCMの視聴機会が減ると地元の媒体力も落ちてしまい、結果として地元経済の活性化にとってもマイナスとなり、経済環境の観点からも好ましい事ではないとも考えております。このような中、御社をはじめとした福岡波の地上デジタル放送の区域外再送信がなされた場合、その影響は非常に甚大であるものと思われま

そこで、福岡波の区域外再送信が、大分地区にどのような影響を及ぼすのか、非常に大まかではありますが、下記の要素を使ってシミュレーションを行いました。(添付資料をご参照下さい)

- ・ 2006年度 大分地区 全日視聴率
- ・ 2006年度 大分地区 各局売上

[Redacted content]

以上

再送信地区逸失計算

大分地区 2006年度 全日視聴率

| | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 年度平均 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| TOS | 11.7 | 11.2 | 11.9 | 12.3 | 11.6 |
| OBS | 9.4 | 10.2 | 9.9 | 10.2 | 10.0 |
| OAB | 9.9 | 9.4 | 9.1 | 9.4 | 9.4 |
| その他 | 8.4 | 8.8 | 9.5 | 9.7 | 9.1 |
| [その他]推定率 | 50% | 50% | 50% | 50% | 50% |
| 推定在播視聴率 (その他×[その他]推定率) | 4.2 | 4.4 | 4.7 | 4.9 | 4.5 |

(千円)

2006年度各局売上

| | | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 計 |
|--------------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|---|
| TOS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OBS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OAB | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 地区計 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| その他無 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状-その他無 1%あたり売上量 (=逸失売上) | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 TOS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OBS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OAB逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 地区逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |

「大分地区再送信同意願い」交渉経過

RKB毎日放送(株)

「大分県内での再送信同意願い」に関して、交渉経過の概略は下記の通り。
交渉は、すべてRKB毎日放送会館(福岡市早良区)内の会議室にて実施。

| 日時 | 出席者 | | 内容 |
|----------------|---|-------------------------|---|
| | 大分側 | RKB側 | |
| H18年 10月5日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | <p><大分ケーブルテレコム> 大分民放各社と協議してきたが、平行線のまま。 正式に大分民放各社より、地元局として「福岡民放局の再送信同意を了解せず」 の申し出を受け、再送信の発局である福岡民放各局へお願いしてきた。</p> <p><RKB> アナログで同意してきた時と、状況が大きく変化している。 大分民放局の同意なしに再送信に同意することは出来ない。 放送区域外に再送信する事に様々な問題があり同意する事は出来ない。 以上、両者の意見に隔たりがあるが、今後継続して話をする事とした。</p> |
| H18年 11月20日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |
| H18年 12月18日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) <自治体ケーブル> 杵築市(杵築どんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 新たに自治体ケーブルも出席し、各市より事情説明あり その他、特に進展なし |
| H19年 1月10日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |

| | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------|---|
| <p>H19年 2月19日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニティケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市) ＜自治体ケーブル＞ 杵築市(杵築どーんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワークが交渉に初参加 大分ケーブルテレコム ・1/25に大分の3局と話をしたが平行線のままで進展なし ・1/30に「区域外再送信問題」でケーブル連盟と打ち合わせ ・2/20に「大臣裁定」の書類を提出予定であったが、「日本ケーブル連盟」「日本民間放送連盟」との間で、3/5までに期間限定して話し合いが予定されているので提出を保留している ・2/6に大分県に対し、「大臣裁定を予定している」旨を説明し大分県として仲介に入る用意があるということ。</p> |
| <p>H19年 3月9日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニティケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市) ＜自治体ケーブル＞ 杵築市(杵築どーんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルテレコム ・今後の交渉は「ケーブル4社(注1)」「自治体ケーブル(注2)」「日田市のKCVコミュニティケーションズ」の3グループに分け、それぞれ異なる方法により実施する事とした。 ・「ケーブル4社(注1)」は、大臣裁定の申請の用意をしている。3/9もしくは3/12に総務省に提出を予定している。 ・「自治体ケーブル」は、大分県が間に入り、現在調整中。 ・「KCVコミュニティケーションズ」に関して、大分地元局の同意が取れたことにより、同意を求められた。 ・会議終了後、KCVコミュニティケーションズの担当者から別途説明をうけた。</p> |
| <p>H19年 3月16日</p> | <p>大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> | <p>技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワーク ・アナログの再送信同意の更新手続きを継続してきたが、システム的な問題で現在のところRKBとKBCについては再送信を行っていない。 ・チャンネルの数を減らさざるを得ない状態となり、系列局が地元にあるこの2社を再送信しないこととした。 *弊社には、この件の説明はなく更新手続きを継続していたことになる。</p> |

(注1)大分ケーブルテレコム、CTBメディア、ケーブルテレビ佐伯、大分ケーブルネットワーク
(注2)杵築市、臼杵市、豊後大野市、佐伯市

<参考>

・平成19年 3月 26日

弊社役員会にて、KCVコミュニティケーションズ(日田市)に対し、デジタル放送でも再送信に同意する事を決定し、同日に同意書を郵送。

平成 18 年 11 月 16 日

RKB 毎日放送 株式会社
代表取締役社長 石上 大和 様

大分ケーブルテレコム株式会
代表取締役社長 佐藤 孝 様

「再送信同意書」の更新についてのお詫びとお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より再送信につきまして、ご協力を頂き誠に有難うございます。

また、再送信に関する御社よりのご同意につきましては、平成 3 年 3 月 13 日付にて頂き、再送信をさせて頂いております。

再送信のご同意につきましては、弊社開局の準備時期でありましたこともあり、御社をはじめとする福岡の民放局様や大分の民放局様より同意書を頂いた時期が、ほぼ同時期ということも重なり、再送信同意書の更新に関しまして、大分の民放局様と同様の自動更新という認識であった為に、更新時に文書によりお願いすることを失念致しておりました。

ただこの間、弊社番組ガイドを御社に毎月送付させて頂いていたことから、御社の番組を継続的に再送信させて頂いていることにつきまして、ご理解を賜っているものと認識を致しておりました。

再送信同意書の更新時に文書による確認の件につきましては、本年 11 月 14 日に九州総合通信局様より再送信同意書の確認を求められた際に、早速調査を致しましたところ平成 6 年 3 月末に文書による更新のお願いをすべきところを、失念致していたことが判明致しました。

御社よりの再送信同意につきまして、文書によるお願いを失念致しましたことを、深くお詫び申し上げます。

また、今後はこのようなことのないよう万全の注意を払っていく所存でございますので、なにとぞご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、別紙により「同意書(テレビジョン)」を同封させて頂きますので、お手数をお掛けいたしますが、ご査証の上なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

謹白



シーティービーメディア株式会社から平成19年3月23日付で
提出された総務大臣裁定申請についての意見書

平成19年4月26日
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社



302

平成 19 年 4 月 26 日

総務大臣 菅 義偉 殿

郵便番号 814-8585
(よりがな)
住 所 福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号
(よりがな)
氏 名 アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
代表取締役社長 いしがみ やま 石上 大和
電話番号 092-852-6666 (代表)

意見書

シーティービーメディア株式会社から平成19年3月23日付で提出された総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定に基づき別紙の通り意見を述べます。

1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

| | |
|-------|---|
| 当社の名称 | <small>アール・ケー・ビーまいにちほうそうかふしきがいし*</small> アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 |
| 代表者 | <small>いしがみやまと</small> 代表取締役社長 石上大和 |
| 住所 | <small>ふくおかしまわらくももちはまちちようめさはんまごう</small> 福岡市早良区百道浜二丁目3番8号 |

2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

はじめに

このたびシーティービーメディア株式会社より当社に対し、有線テレビジョン放送法に基づき再送信の同意を求める「大臣裁定」の申請がなされた。

当該ケーブルテレビ事業者からは、昨年10月以来、再送信についての話し合いの申し入れが複数回あったが、その都度、当社は誠実に対応し再送信に関わる当社の考え方を詳しく説明してきた。それにも関わらず当該ケーブルテレビ事業者が当社の考え方を一向に理解しようとせず、「大臣裁定」によって強制的に再送信同意を引き出そうすることは、非常に残念であり、また遺憾である。

(1) 「放送を意図している区域」について

当社の放送の再送信をどの地域で認めるかは、当社に固有の権限であり判断事項である。その権限の上に立って、当社が地上デジタル放送の再送信を認めるのは「放送を意図している区域」すなわち「免許上の放送対象地域」である。

放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性に鑑み、また、エリア内難視聴、ビル影難視等の解消に協力いただく観点から、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。

一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を当社が負っているわけでもない。従って再送信に同意しなければならない特段の理由はなく、むしろ、以下に述べる極めて深刻なさまざまな弊害がある。

当社はアナログ放送では、情報格差是正のためという理由が認められる場合に限り例外的に再送信に同意してきたが、これも本来は国と当該県の問題であって、他県の放送事業者の負う責任・義務ではないと考える。

放送対象地域外の再送信については、有線テレビジョン放送法に「大臣裁定」制度が導入された昭和60年代の狭小な区域に対するそれと、全国平均で40%を超える世帯が加入し、一事業社の業務区域も大幅に拡大した現在のそれとで

は状況が大きく異なっている。

「情報通信審議会」第3次中間答申では、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信について、「放送事業の放送の意図としての地域性」には「一定の合理性」がある旨、明記されているが、この考えはケーブルテレビでの再送信にも適用されるべきものとする。

(2) 同一系列地元局OBSの視聴が適切かつ重要

当社は東京放送(TBS)をキー局とするJNN系列28社の一員だが、大分県には同じくJNN系列の大分放送(OBS)が存立する。当社とOBSは多くのJNNネット番組を共有するとともに、それぞれの放送対象地域においてローカル番組を制作して放送し、また、それぞれの放送対象地域をターゲットエリアとするローカルCMを放送している。

従って視聴者にとっては、共通のネット番組を当社の区域外再送信を通じて視聴する必要はまったく無く、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として地元局発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。

このほど当社では、大分県日田市のケーブルテレビ事業者に対してデジタルでの再送信に同意することとしたが、その理由は同市が福岡県と生活圏としての十分な一体性があると判断したからであって、シーティービーメディアの業務区域である別府市、日出町にはそうした一体性は認められず、同意の必要性は極めて乏しいと考える。

(3) デジタル化で益々重要になる地元発の地域情報、災害情報等

当社は常に放送の「地域密着」を心掛けており、福岡地方の気象情報や緊急災害情報が県民生活の安全を支えているほか、福岡県内の出来事や県民生活を豊かなものにする地域情報をさまざまな番組を通じて毎日送り届けている。この点はOBSも同様であり、大分県民の生活の安全と豊かさに大きく貢献していると思われる。

区域外再送信を通じて当社の放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。

当社から見ても、福岡地方向けの放送が意図しない地域で再送信されることによって、結果として誤った情報や役に立たない情報となるのが危惧される。

地上波のデジタル化では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。従ってデジタルではアナログよりもさらに地元局視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外再送信はこれに大きく逆行する。

(4) 地域免許制度の形骸化をもたらす

地上放送事業者には放送法で定められた放送対象地域があり、志を同じくす

る各地の放送事業者が系列ネットワークを結ぶことによって編成・報道・制作・営業など、あらゆる部門で連帯、協力して経営基盤を確保し、これによって地上放送の優れた番組が実現している。加えて、そもそもチャンネルプランは、各地域での放送事業存立の基盤となる経済力等も考慮して、決められていると考える。

現在では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めることは、こうした地域免許制度の形骸化をもたらすこととなり、断じて受け入れられない。

区域外再送信を通じて放送サービス数を増やすことは、ケーブル加入者と非加入者で著しい不公平を生む面でも大きな問題である。

大分地域はクロスネットの局を含む地上波民放3局地区だが、今回の大臣裁定申請が求める福岡4波を加えると、実質的には「民放7局地区」となり、地元局の経営に甚大な影響が生じ、地上デジタル放送全体の健全な発展を損なうことが懸念される。

再送信の同意権限が発局にあることから、地元局の納得もしくは了解は必要ないとも言われるが、実際には地元局の経営に深刻な影響をもたらすことから、当社は同意にあたっては地元局の意向を確認することが必須事項と考えている。裁定の判断においては、福岡民放4社の意見と併せて大分民放3社の意見も、十分に反映されるよう強く要望する。

(5) 地元局経営への影響について

大分民放3社の推計によれば、当社など福岡民放5社の区域外再送信による経営影響は、
[REDACTED]

[REDACTED]、区域外再送信による地元放送事業者への経営的影響は甚だ深刻である。

2011年のデジタル全面移行に向けて、民放各局はマスター、スタジオなどの局内設備及びデジタル親局・中継局の置局など5年間前後の間に集中的なデジタル対応投資を進めているが、ローカル民放の場合、その額は1年間の売上高に匹敵するケースが多い。

多くの民放がこうした多大な投資によって、データ放送など地域密着型の高機能サービスを含む充実したデジタル放送を、放送対象地域内に可能な限り「あまねく」送り届けようと努めているところである。こうした「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している当社としても、こうした影響に関心ではおれない。デジタルの区域外再送信は特段の事情がない限り抑制されるべきである。

(6) 著作権法上の問題について

放送事業者には有線テレビジョン放送法に基づく同意の権限に加えて、著作

権法に基づく再送信許諾の権限が付与されているが(参考※1平成19年3月、予算委員会における伊吹文科相答弁)、当社としては、今回要請されているデジタル放送の区域外再送信については、この著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、有テレ法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。(参考※2平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」)

当社が購入もしくは制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内での放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、新しいメディアであるデジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。

当該ケーブルテレビ事業者との話し合いの中で、この著作権処理問題に再三言及したが正しく認識されたとは言えず、また、「有線放送事業者の責任で行うこと」に関する具体的な方針も何ら示されていない。

(参考※1)平成19年3月、予算委員会での伊吹文科相答弁

「著作権法99条に『放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する』とある。従ってケーブルテレビ局が放送事業者の専有している権利を、対価を払わずに侵すことは明らかに法律違反」

(参考※2)平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」

「有線放送による同時再送信の場合、放送事業者は、第三者の契約処理を必要とする場合は有線放送事業者の責任で行うことなどを条件に、有テレ法に基づく再送信の同意を与えており、事実上はこれにより、放送事業者の著作隣接権の許諾も併せて与えられていると考えられる」

(7) CMの地域性について

民放の主たる収入源であるCMについては、広告主の意図および視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っているところであり、区域外再送信はCMの地域性の面でも問題が大きい。

放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CMや、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりではなく視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くこととなる。

ケーブル各社にその認識もなく、設備的にも対応できない現状の中で、当社が責任を負えない地域でのCMの放送は、広告主に対しては言うまでもなく、視聴者のためにも適切でない。

(8) アナログ放送での区域外再送信の同意について

ケーブルテレビ事業者からは、地上波がデジタルに変わるのはアナログ波からの単純な移行であるから、アナログ波での再送信に同意していた場合はデジ

タル波でも再送信に同意すべきである、との主張がなされている。この点について既に触れている箇所もあるが、当方の主張を重ねて申し述べる。

① ケーブル事業者の事業形態が変わってきている

昭和30年代の有線テレビ事業は「共聴施設」が主で、地方の難視聴解消の手段として普及が進み、区域外再送信も同様の考え方で同意されてきたが、40年代に入ると都市型受信難視聴の解消手段として、昭和60年代に入ると地上・衛星テレビの再送信に加えて多チャンネルサービスやコミュニティ・チャンネルも提供する都市型ケーブルテレビとして発展してきた。衛星放送や地上波放送がデジタル化された現在のケーブルテレビ事業は、光ケーブルを利用したこれらの再送信を含む多チャンネル映像サービスに加え、インターネット、電話などのサービスを全国で2000万を超える世帯に届けている。当初に較べると業務範囲は格段に拡大し、プラットフォームとして地元放送事業者に肩を並べる、若しくは抜きん出る事業に成長している。

このような中で、区域外再送信はケーブルテレビ事業者が多チャンネルを揃えるための営業政策として積極的に活用されており、当初の目的であった難視聴対策や情報格差是正の域を大きく外れている。

② サービスの質、量、内容が変わってきている

デジタル化された地上波ではメインの映像・音声に加え、データ放送、ワンセグ・サービスなどサービスが多層化しており、複雑化している。データ放送はより地域密着情報となり、ワンセグ・サービスもサイマル縛りが外れれば、本サービスとの連携も多様なものとなる。アナログ時代の単一サービスに比べ、情報を送り出す側の責任はより重くなっている。有線テレビでは、ワンセグは論外だが、データ放送を含む全ての情報サービスが忠実に再送信される保証はなく、「同一性保持原則」から外れる結果をもたらす。

また、アナログ波は受信点が遠くなれば遠くなるほど品質が劣化するが、パス・スルー方式のデジタル再送信ではメイン・サービスの画質・音質の劣化はない。アナログに比べ格段に品質の高い再送信が実現することになり、地元局の視聴習慣を損なうなど、弊害がますます大きくなることが懸念される。

③ 著作権に対する社会的な認識が格段に厳しくなっている

知的財産権を重視する現在では法も整備され、著作権に対する対応はアナログ時代のそれよりも厳格になっており、何人に対してもその遵守が求められている。当方の放送に係る著作権許諾では放送範囲が定められており、殆どの場合区域外再送信は認められていない。

また、現在、コピー制限についての話し合いがなされているように、デジタルでは画質・音質の劣化が無く、受信点が遠くなると画質が悪くなる

アナログと同列には論じられるべきではない。

おわりに

平成 18 年末のケーブルテレビ加入世帯は「自主放送を行う許可施設」だけをとっても 2050 万世帯に達し、世帯普及率は 40.1%に及んでいる。これは平成 7 年と比べても加入世帯 5.7 倍、世帯普及率 4.9 倍という飛躍的な成長ぶりである。

そうした中で、「再送信不同意の正当な理由」が今もって昭和 61 年 4 月・衆議院通信委員会答弁の「5 条件」だけであるなら、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と言わなければならない。大臣裁定制度を廃止するか、「再送信不同意の正当な理由」を抜本的に見直し、適正なものとするべきである。

デジタル放送のケーブル再送信は「2011 年 7 月全面移行」に向けて重要だが、それはあくまで区域内についてであり、区域外再送信については全面移行への課題ではない。むしろ、デジタル化にも絡む上記のさまざまな弊害、問題に十分留意した適正な判断が必要だと考える。

とりわけ当社の場合、大分地方の同一系列 O B S の放送および区域内再送信で視聴者ニーズは充足されており、区域外再送信は当該ケーブルテレビ事業者の営業戦術として“モアチャンネル・サービス”に過ぎず、こうした事例にまで強制的に同意させられることがあってはならないと考える。

尚、すでに述べたが、当社としては真摯に大分県のケーブル各社と話し合いを持ってきており、その結果として、隣接地域の K C V コミュニケーションズ（日田市）については、地元局の了解が得られたことや、放送波を直接受信している区域が多いこと、生活・文化・社会の各面で福岡地域と深い関係があることなどを考慮して、すでに同意することとした。

事業者間でこうした一定のルール作りのための努力が重ねられていることを十分に配慮し、今回の大臣裁定申請についてはくれぐれも慎重に取扱い、放送事業者（発局、地元局）の意見が十分に反映された結論となるよう、重ねて、強く要望する。

3 本件に関する協議の経過

- (1) 本件に係る交渉経過は【参考資料 2】の通り。
- (2) 【参考資料 3】で当該ケーブルテレビ事業者が認めるとおり、直近まで長期間の“違法”再送信状態が継続されていたことについても、十分に留意されたい。

4 その他参考となる事項

なし

平成19年4月17日

RKB毎日放送株式会社 御中

株式会社
テレビ編成

福岡波区域外再送信による大分地区への影響

謹啓 時下ますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御社より照会のありました表題の件につきまして、弊社の考え方などを下記にご説明させていただきたく存じます。何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

謹白

記

大分地区民放3局のローカル売上(タイム・スポット)は年々減少傾向にあり、平成13年(2001年)が [] だったのに対し、17年(2005年)は [] と約 [] 減少しております。こうした状況の中、昨年度の視聴率調査における「その他」の視聴率(全日)は約9%と無視できない高い値を示しており、その大半はケーブルテレビを利用して福岡波(アナログ)を視聴してしるものと推察されます。「その他」の視聴率が高くなりローカル局の視聴率が下がれば、その比率で売上が下がり、ひいてはエリアのパワーや媒体価値を低下させる要因になるものと考えられるため、大分地区民放3局にとっても大きな経営問題となる事と憂慮しております。

また区域外放送の視聴利用により地元のCMの視聴機会が減ると地元の媒体力も落ちてしまい、結果として地元経済の活性化にとってもマイナスとなり、経済環境の観点からも好ましい事ではないとも考えております。このような中、御社をはじめとした福岡波の地上デジタル放送の区域外再送信がなされた場合、その影響は非常に甚大であるものと思われま

そこで、福岡波の区域外再送信が、大分地区にどのような影響を及ぼすのか、非常に大まかではありますが、下記の要素を使ってシミュレーションを行いました。(添付資料をご参照下さい)

- ・ 2006年度 大分地区 全日視聴率
- ・ 2006年度 大分地区 各局売上

[Redacted content]

以上

再送信地区逸失計算

大分地区 2006年度 全日視聴率

| | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 年度平均 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| TOS | 11.7 | 11.2 | 11.9 | 12.3 | 11.6 |
| OBS | 9.4 | 10.2 | 9.9 | 10.2 | 10.0 |
| OAB | 9.9 | 9.4 | 9.1 | 9.4 | 9.4 |
| その他 | 8.4 | 8.8 | 9.5 | 9.7 | 9.1 |
| [その他]推定率 | 50% | 50% | 50% | 50% | 50% |
| 推定在視聴率 (その他×[その他]推定率) | 4.2 | 4.4 | 4.7 | 4.9 | 4.5 |

(千円)

| 2006年度各局売上 | | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 計 |
|--------------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|---|
| TOS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OBS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OAB | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 地区計 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| その他無 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状-その他無 1%あたり売上差 (=逸失売上) | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 TOS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OBS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OAB逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 地区逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |

RKB毎日放送(株)

「大分地区再送信同意願い」交渉経過

「大分県内での再送信同意願い」に関して、交渉経過の概略は下記の通り。
交渉は、すべてRKB毎日放送会館(福岡市早良区)内の会議室にて実施。

| 日時 | 出席者 | | 内容 |
|----------------|--|-------------------------|---|
| | 大分側 | RKB側 | |
| H18年 10月5日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニティケ-ジョンズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | <p><大分ケーブルテレコム> 大分民放各社と協議してきたが、平行線のまま。 正式に大分民放各社より、地元局として「福岡民放局の再送信同意を了解せず」 の申し出を受け、再送信の発局である福岡民放各局へお願いしてきた。</p> <p><RKB> アナログで同意してきた時と、状況が大きく変化している。 大分民放局の同意なしに再送信に同意することは出来ない。 放送区域外に再送信する事に様々な問題があり同意する事は出来ない。 以上、両者の意見に隔たりがあるが、今後継続して話をする事とした。</p> |
| H18年 11月20日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニティケ-ジョンズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |
| H18年 12月18日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニティケ-ジョンズ (日田市) <自治体ケーブル> 杵築市(杵築ド-んとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 新たに自治体ケーブルも出席し、各市より事情説明あり その他、特に進展なし |
| H19年 1月10日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニティケ-ジョンズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |

| | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------|---|
| <p>H19年 2月19日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> <p><自治体ケーブル> 杵築市(杵築どんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワークが交渉に初参加 大分ケーブルテレコム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/25に大分の3局と話をしたが平行線のままで進展なし ・1/30に「区域外再送信問題」でケーブル連盟と打ち合わせ ・2/20に「大臣裁定」の書類を提出予定であったが、「日本ケーブル連盟」「日本民間放送連盟」との間で、3/5までに期間限定して話し合いが予定されているので提出を保留している ・2/6に大分県に対し、「大臣裁定を予定している」旨を説明し大分県として仲介に入る用意があるということ。 |
| <p>H19年 3月9日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> <p><自治体ケーブル> 杵築市(杵築どんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルテレコム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の交渉は「ケーブル4社(注1)」「自治体ケーブル(注2)」「日田市のKCVコミュニケーションズ」の3グループに分け、それぞれ異なる方法により実施する事とした。 ・「ケーブル4社(注1)」は、大臣裁定の申請の用意をしている。3/9もしくは3/12に総務省に提出を予定している。 ・「自治体ケーブル」は、大分県が間に入り、現在調整中。 ・「KCVコミュニケーションズ」に関して、大分地元局の同意が取れたことにより、同意を求められた。 ・会議終了後、KCVコミュニケーションズの担当者から別途説明をうけた。 |
| <p>H19年 3月16日</p> | <p>大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> | <p>技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナログの再送信同意の更新手続きを継続してきたが、システム的な問題で現在のところRKBとKBCについては再送信を行っていない。 ・チャンネルの数を減らさざるを得ない状態となり、系列局が地元にあるこの2社を再送信しないこととした。 * 弊社には、この件の説明はなく更新手続きを継続していたことになる。 |

(注1)大分ケーブルテレコム、CTBメディア、ケーブルテレビ佐伯、大分ケーブルネットワーク
(注2)杵築市、臼杵市、豊後大野市、佐伯市

<参考>
平成19年 3月 26日
弊社役員会にて、KCVコミュニケーションズ(日田市)に対し、デジタル放送でも再送信に同意する事を決定し、同日に同意書を郵送。

平成 18 年 11 月 16 日

RKB毎日放送 株式会社
代表取締役社長 石上 大和 様

CTBメディア株式会社
代表取締役社長

「再送信同意書」の更新についてのお詫びとお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より再送信につきまして、ご協力を頂き誠に有難うございます。

また、再送信に関する御社よりのご同意につきましては、平成 2 年 8 月 1 日付にて頂き、再送信をさせて頂いております。

再送信のご同意につきましては、弊社開局の準備時期でありましたこともあり、御社をはじめとする福岡の民放局様や大分の民放局様より同意書を頂いた時期が、ほぼ同時期ということも重なり、再送信同意書の更新に関しまして、大分の民放局様と同様の自動更新という認識であった為に、更新時に文書によりお願いすることを失念致しておりました。

再送信同意書の更新時に文書による確認の件につきましては、本年 11 月 14 日に九州総合通信局様より再送信同意書の確認を求められた際に、早速調査を致しましたところ平成 6 年 3 月末に文書による更新のお願いをすべきところを、失念致していたことが判明致しました。

御社よりの再送信同意につきまして、文書によるお願いを失念致しましたことを、深くお詫び申し上げます。

また、今後はこのようなことのないよう万全の注意を払っていく所存でございますので、なにとぞご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、別紙により「同意書(テレビジョン)」を同封させて頂きますので、お手数をお掛けいたしますが、ご査証の上なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

謹白



株式会社ケーブルテレビ佐伯から平成19年3月23日付で
提出された総務大臣裁定申請についての意見書

平成19年4月26日
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社



303

平成19年4月26日

総務大臣 菅 義偉 殿

郵便番号 814-8585

(よりがな) 住所 ふくおかけんふくおかしきわらくももちほま2-3-8
福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

(よりがな) 氏名 アールケービーまいにちほうそうかぶしきがいしゃ
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社

代表取締役社長 いしがみ や
石上 大

電話番号 092-852-6666 (代表)

意見書

株式会社ケーブルテレビ佐伯から平成19年3月23日付で
提出された総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送法
第13条第4項の規定に基づき別紙の通り意見を述べます。

1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

| | |
|-------|---|
| 当社の名称 | アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 アール・ケー・ビーまいにもほうそうかぶしがいしや |
| 代表者 | 代表取締役社長 石上大和 いしがみやまと |
| 住所 | 福岡市早良区百道浜二丁目3番8号 ふくおかしきわらくももちはらまちやうめさばんごう |

2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

はじめに

このたび株式会社ケーブルテレビ佐伯より当社に対し、有線テレビジョン放送法に基づき再送信の同意を求める「大臣裁定」の申請がなされた。

当該ケーブルテレビ事業者からは、昨年10月以来、再送信についての話し合いの申し入れが複数回あったが、その都度、当社は誠実に対応し再送信に関わる当社の考え方を詳しく説明してきた。それにも関わらず当該ケーブルテレビ事業者が当社の考え方を一向に理解しようとはせず、「大臣裁定」によって強制的に再送信同意を引き出そうすることは、非常に残念であり、また遺憾である。

(1) 「放送を意図している区域」について

当社の放送の再送信をどの地域で認めるかは、当社に固有の権限であり判断事項である。その権限の上に立って、当社が地上デジタル放送の再送信を認めるのは「放送を意図している区域」すなわち「免許上の放送対象地域」である。

放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性に鑑み、また、エリア内難視聴、ビル影難視等の解消に協力いただく観点から、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。

一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を当社が負っているわけでもない。従って再送信に同意しなければならない特段の理由はなく、むしろ、以下に述べる極めて深刻なさまざまな弊害がある。

当社はアナログ放送では、情報格差是正のためという理由が認められる場合に限り例外的に再送信に同意してきたが、これも本来は国と当該県の問題であって、他県の放送事業者の負う責任・義務ではないと考える。

放送対象地域外の再送信については、有線テレビジョン放送法に「大臣裁定」制度が導入された昭和60年代の狭小な区域に対するそれと、全国平均で40%を超える世帯が加入し、一事業社の業務区域も大幅に拡大した現在のそれとで

は状況が大きく異なっている。

「情報通信審議会」第3次中間答申では、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信について、「放送事業の放送の意図としての地域性」には「一定の合理性」がある旨、明記されているが、この考えはケーブルテレビでの再送信にも適用されるべきものとする。

(2) 同一系列地元局OBSの視聴が適切かつ重要

当社は東京放送(TBS)をキー局とするJNN系列28社の一員だが、大分県には同じくJNN系列の大分放送(OBS)が存立する。当社とOBSは多くのJNNネット番組を共有するとともに、それぞれの放送対象地域においてローカル番組を制作して放送し、また、それぞれの放送対象地域をターゲットエリアとするローカルCMを放送している。

従って視聴者にとっては、共通のネット番組を当社の区域外再送信を通じて視聴する必要はまったく無く、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として地元局発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。

このほど当社では、大分県日田市のケーブルテレビ事業者に対してデジタルでの再送信に同意することとしたが、その理由は同市が福岡県と生活圏としての十分な一体性があると判断したからであって、ケーブルテレビ佐伯の業務区域である佐伯市にはそうした一体性は認められず、同意の必要性は極めて乏しいと考える。

(3) デジタル化で益々重要になる地元発の地域情報、災害情報等

当社は常に放送の「地域密着」を心掛けており、福岡地方の気象情報や緊急災害情報が県民生活の安全を支えているほか、福岡県内の出来事や県民生活を豊かなものにする地域情報をさまざまな番組を通じて毎日送り届けている。この点はOBSも同様であり、大分県民の生活の安全と豊かさに大きく貢献していると思われる。

区域外再送信を通じて当社の放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。

当社から見ても、福岡地方面向けの放送が意図しない地域で再送信されることによって、結果として誤った情報や役に立たない情報となることが危惧される。

地上波のデジタル化では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。従ってデジタルではアナログよりもさらに地元局視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外再送信はこれに大きく逆行する。

(4) 地域免許制度の形骸化をもたらす

地上放送事業者には放送法で定められた放送対象地域があり、志を同じくす

る各地の放送事業者が系列ネットワークを結ぶことによって編成・報道・制作・営業など、あらゆる部門で連帯、協力して経営基盤を確保し、これによって地上放送の優れた番組が実現している。加えて、そもそもチャンネルプランは、各地域での放送事業存立の基盤となる経済力等も考慮して、決められていると考える。

現在では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めることは、こうした地域免許制度の形骸化をもたらすこととなり、断じて受け入れられない。

区域外再送信を通じて放送サービス数を増やすことは、ケーブル加入者と非加入者で著しい不公平を生む面でも大きな問題である。

大分地域はクロスネットの局を含む地上波民放3局地区だが、今回の大臣裁定申請が求める福岡4波を加えると、実質的には「民放7局地区」となり、地元局の経営に甚大な影響が生じ、地上デジタル放送全体の健全な発展を損なうことが懸念される。

再送信の同意権限が発局にあることから、地元局の納得もしくは了解は必要ないとも言われるが、実際には地元局の経営に深刻な影響をもたらすことから、当社は同意にあたっては地元局の意向を確認することが必須事項と考えている。裁定の判断においては、福岡民放4社の意見と併せて大分民放3社の意見も、十分に反映されるよう強く要望する。

(5) 地元局経営への影響について

大分民放3社の推計によれば、当社など福岡民放5社の区域外再送信による経営影響は、

、区域外再送信による地元放送事業者への経営的影響は甚だ深刻である。

2011年のデジタル全面移行に向けて、民放各局はマスター、スタジオなどの局内設備及びデジタル親局・中継局の置局など5年間前後の間に集中的なデジタル対応投資を進めているが、ローカル民放の場合、その額は1年間の売上高に匹敵するケースが多い。

多くの民放がこうした多大な投資によって、データ放送など地域密着型の高機能サービスを含む充実したデジタル放送を、放送対象地域内に可能な限り「あまねく」送り届けようと努めているところである。こうした「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している当社としても、こうした影響に無関心ではおれない。デジタルの区域外再送信は特段の事情がない限り抑制されるべきである。

(6) 著作権法上の問題について

放送事業者には有線テレビジョン放送法に基づく同意の権限に加えて、著作

権法に基づく再送信許諾の権限が付与されているが(参考※1平成19年3月、予算委員会における伊吹文科相答弁)、当社としては、今回要請されているデジタル放送の区域外再送信については、この著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、有テレ法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。(参考※2平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」)

当社が購入もしくは制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内での放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、新しいメディアであるデジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。

当該ケーブルテレビ事業者との話し合いの中で、この著作権処理問題に再三言及したが正しく認識されたとは言えず、また、「有線放送事業者の責任で行うこと」に関する具体的な方針も何ら示されていない。

(参考※1)平成19年3月、予算委員会での伊吹文科相答弁

「著作権法 99 条に『放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する』とある。従ってケーブルテレビ局が放送事業者の専有している権利を、対価を払わずに侵すことは明らかに法律違反」

(参考※2)平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」

「有線放送による同時再送信の場合、放送事業者は、第三者の契約処理を必要とする場合は有線放送事業者の責任で行うことなどを条件に、有テレ法に基づく再送信の同意を与えており、事実上はこれにより、放送事業者の著作隣接権の許諾も併せて与えられていると考えられる」

(7) CMの地域性について

民放の主たる収入源であるCMについては、広告主の意図および視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っているところであり、区域外再送信はCMの地域性の面でも問題が大きい。

放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CMや、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりではなく視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くこととなる。

ケーブル各社にその認識もなく、設備的にも対応できない現状の中で、当社が責任を負えない地域でのCMの放送は、広告主に対しては言うまでも無く、視聴者のためにも適切でない。

(8) アナログ放送での区域外再送信の同意について

ケーブルテレビ事業者からは、地上波がデジタルに変わるのはアナログ波からの単純な移行であるから、アナログ波での再送信に同意していた場合はデジ

タル波でも再送信に同意すべきである、との主張がなされている。この点について既に触れている箇所もあるが、当方の主張を重ねて申し述べる。

① ケーブル事業者の事業形態が変わってきている

昭和30年代の有線テレビ事業は「共聴施設」が主で、地方の難視聴解消の手段として普及が進み、区域外再送信も同様の考え方で同意されてきたが、40年代に入ると都市型受信難視の解消手段として、昭和60年代に入ると地上・衛星テレビの再送信に加えて多チャンネルサービスやコミュニティ・チャンネルも提供する都市型ケーブルテレビとして発展してきた。衛星放送や地上波放送がデジタル化された現在のケーブルテレビ事業は、光ケーブルを利用したこれらの再送信を含む多チャンネル映像サービスに加え、インターネット、電話などのサービスを全国で2000万を超える世帯に届けている。当初に較べると業務範囲は格段に拡大し、プラットフォームとして地元放送事業者に肩を並べる、若しくは抜きん出る事業に成長している。

このような中で、区域外再送信はケーブルテレビ事業者が多チャンネルを揃えるための営業政策として積極的に活用されており、当初の目的であった難視聴対策や情報格差是正の域を大きく外れている。

② サービスの質、量、内容が変わってきている

デジタル化された地上波ではメインの映像・音声に加え、データ放送、ワンセグ・サービスなどサービスが多層化しており、複雑化している。データ放送はより地域密着情報となり、ワンセグ・サービスもサイマル縛りが外れれば、本サービスとの連携も多様なものとなる。アナログ時代の単一サービスに比べ、情報を送り出す側の責任はより重くなっている。有線テレビでは、ワンセグは論外だが、データ放送を含む全ての情報サービスが忠実に再送信される保証はなく、「同一性保持原則」から外れる結果をもたらす。

また、アナログ波は受信点が遠くなれば遠くなるほど品質が劣化するが、パス・スルー方式のデジタル再送信ではメイン・サービスの画質・音質の劣化はない。アナログに比べ格段に品質の高い再送信が実現することになり、地元局の視聴習慣を損なうなど、弊害がますます大きくなることが懸念される。

③ 著作権に対する社会的な認識が格段に厳しくなっている

知的財産権を重視する現在では法も整備され、著作権に対する対応はアナログ時代のそれよりも厳格になっており、何人に対してもその遵守が求められている。当方の放送に係る著作権許諾では放送範囲が定められており、殆どの場合区域外再送信は認められていない。

また、現在、コピー制限についての話し合いがなされているように、デジタルでは画質・音質の劣化が無く、受信点が遠くなると画質が悪くなる

アナログと同列には論じられるべきではない。

おわりに

平成 18 年末のケーブルテレビ加入世帯は「自主放送を行う許可施設」だけをとっても 2050 万世帯に達し、世帯普及率は 40.1% に及んでいる。これは平成 7 年と比べても加入世帯 5.7 倍、世帯普及率 4.9 倍という飛躍的な成長ぶりである。

そうした中で、「再送信不同意の正当な理由」が今もって昭和 61 年 4 月・衆議院逋信委員会答弁の「5 条件」だけであるなら、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と言わなければならない。大臣裁定制度を廃止するか、「再送信不同意の正当な理由」を抜本的に見直し、適正なものとするべきである。

デジタル放送のケーブル再送信は「2011 年 7 月全面移行」に向けて重要だが、それはあくまで区域内についてであり、区域外再送信については全面移行への課題ではない。むしろ、デジタル化にも絡む上記のさまざまな弊害、問題に十分留意した適正な判断が必要だと考える。

とりわけ当社の場合、大分地方の同一系列 O B S の放送および区域内再送信で視聴者ニーズは充足されており、区域外再送信は当該ケーブルテレビ事業者の営業戦術として“モアチャンネル・サービス”に過ぎず、こうした事例にまで強制的に同意させられることがあってはならないと考える。

尚、すでに述べたが、当社としては真摯に大分県のケーブル各社と話し合いを持ってきており、その結果として、隣接地域の K C V コミュニケーションズ（日田市）については、地元局の了解が得られたことや、放送波を直接受信している区域が多いこと、生活・文化・社会の各面で福岡地域と深い関係があることなどを考慮して、すでに同意することとした。

事業者間でこうした一定のルール作りのための努力が重ねられていることを十分に配慮し、今回の大臣裁定申請についてはくれぐれも慎重に取扱い、放送事業者（発局、地元局）の意見が十分に反映された結論となるよう、重ねて、強く要望する。

3 本件に関する協議の経過

- (1) 本件に係る交渉経過は【参考資料 2】の通り。
- (2) 【参考資料 3】で当該ケーブルテレビ事業者が認めるとおり、直近まで長期間の“違法”再送信状態が継続されていたことについても、十分に留意されたい。

4 その他参考となる事項

なし

平成 19 年 4 月 17 日

RKB 毎日放送株式会社 御中

株式会社
テレビ編成

福岡波区域外再送信による大分地区への影響

謹啓 時下ますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御社より照会のありました表題の件につきまして、弊社の考え方などを下記にご説明させていただきたく存じます。何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

謹白

記

大分地区民放3局のローカル売上(タイム・スポット)は年々減少傾向にあり、平成13年(2001年)が [] だったのに対し、17年(2006年)は [] と約 [] 減少しております。こうした状況の中、昨年度の視聴率調査における「その他」の視聴率(全日)は約9%と無視できない高い値を示しており、その大半はケーブルテレビを利用して福岡波(フナグ)を視聴してしものと推察されます。「その他」の視聴率が高くなりローカル局の視聴率が下がれば、その比率で売上が下がり、ひいてはエリアのパワーや媒体価値を低下させる要因になるものと考えられるため、大分地区民放3局にとっても大きな経営問題となる事と憂慮しております。

また区域外放送の視聴利用により地元のCMの視聴機会が減ると地元の媒体力も落ちてしまい、結果として地元経済の活性化にとってもマイナスとなり、経済環境の観点からも好ましい事ではないとも考えております。このような中、御社をはじめとした福岡波の地上デジタル放送の区域外再送信がなされた場合、その影響は非常に甚大であるものと思われま

そこで、福岡波の区域外再送信が、大分地区にどのような影響を及ぼすのか、非常に大まかではありますが、下記の要素を使ってシミュレーションを行いました。(添付資料をご参照下さい)

- ・ 2006年度 大分地区 全日視聴率
- ・ 2006年度 大分地区 各局売上

[Redacted content]

以上

再送信地区逸失計算

大分地区 2008年度 全日視聴率

| | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 年度平均 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| TOS | 11.7 | 11.2 | 11.9 | 12.3 | 11.6 |
| OBS | 9.4 | 10.2 | 9.9 | 10.2 | 10.0 |
| OAB | 9.9 | 9.4 | 9.1 | 9.4 | 9.4 |
| その他 | 8.4 | 8.8 | 9.5 | 9.7 | 9.1 |
| [その他]推定率 | 50% | 50% | 50% | 50% | 50% |
| 推定在視聴率 (その他×[その他]推定率) | 4.2 | 4.4 | 4.7 | 4.9 | 4.5 |

(千円)

| 2008年度各局売上 | | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 計 |
|--------------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|---|
| TOS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OBS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OAB | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 地区計 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| その他無 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状-その他無 1%あたり売上差 (=逸失売上) | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 TOS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OBS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OAB逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 地区逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |

RKB毎日放送(株)

「大分地区再送信同意願い」交渉経過

「大分県内での再送信同意願い」に関して、交渉経過の概略は下記の通り。交渉は、すべてRKB毎日放送会館(福岡市早良区)内の会議室にて実施。

| 日時 | 出 産 者 | | 内容 |
|----------------|--|-------------------------|---|
| | 大分側 | RKB側 | |
| H18年 10月5日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | <大分ケーブルテレコム> 大分民放各社と協議してきたが、平行線のまま。正式に大分民放各社より、地元局として「福岡民放局の再送信同意を了解せず」の申し出を受け、再送信の発局である福岡民放各局へお願いしてきた。 <RKB> アナログで同意してきた時と、状況が大きく変化している。大分民放局の同意なしに再送信に同意することは出来ない。放送区域外に再送信する事に様々な問題があり同意する事は出来ない。 以上、両者の意見に隔たりがあるが、今後継続して話をすることをとした。 |
| H18年 11月20日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |
| H18年 12月18日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) <自治体ケーブル> 杵築市(杵築どーんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 新たに自治体ケーブルも出席し、各市より事情説明あり その他、特に進展なし |
| H19年 1月10日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |

| | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------|---|
| <p>H19年 2月19日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> <p><自治体ケーブル> 杵築市(杵築どんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワークが交渉に初参加 大分ケーブルテレコム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/25に大分の3局と話をしたが平行線のままで進展なし ・1/30に「区域外再送信問題」でケーブル連盟と打ち合わせ ・2/20に「大臣裁定」の書類を提出予定であったが、「日本ケーブル連盟」「日本民間放送連盟」との間で、3/5までに期間限定して話し合いが予定されているので提出を保留している ・2/6に大分県に対し、「大臣裁定を予定している」旨を説明し大分県として仲介に入る用意があるということ。 |
| <p>H19年 3月9日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> <p><自治体ケーブル> 杵築市(杵築どんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルテレコム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の交渉は「ケーブル4社(注1)」「自治体ケーブル(注2)」「日田市のKCVコミュニケーションズ」の3グループに分け、それぞれ異なる方法により実施する事とした。 ・「ケーブル4社(注1)」は、大臣裁定の申請の用意をしている。3/9もしくは3/12に総務省に提出を予定している。 ・「自治体ケーブル」は、大分県が関に入り、現在調整中。 ・「KCVコミュニケーションズ」に関して、大分地元局の同意が取れたことにより、同意を求められた。 ・会談終了後、KCVコミュニケーションズの担当者から別途説明をうけた。 |
| <p>H19年 3月16日</p> | <p>大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> | <p>技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナログの再送信同意の更新手続きを継続してきたが、システム的な問題で現在のところRKBとKBCについては再送信を行っていない。 ・チャンネルの数を減らさざるを得ない状態となり、系列局が地元にあるこの2社を再送信しないこととした。 ・弊社には、この件の説明はなく更新手続きを継続していたことになる。 |

(注1)大分ケーブルテレコム、CTBメディア、ケーブルテレビ佐伯、大分ケーブルネットワーク
(注2)杵築市、臼杵市、豊後大野市、佐伯市

<参考>
平成19年 3月 26日
弊社役員会にて、KCVコミュニケーションズ(日田市)に対し、デジタル放送でも再送信に同意する事を決定し、同日に同意書を郵送。

平成18年11月21日

RKB毎日放送株式会社
代表取締役社長 石上 大和 様

株式会社大分放送 代表取締役社長 石上 大和 様

「再送信同意書」の更新についてのお詫びとお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より再送信につきまして、ご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、再送信に関する御社よりのご同意につきましては、平成14年9月6日付けにて賜り、再送信をさせて頂いております。

再送信同意書の更新に関しましては、大分の民放各局様と同様に自動更新という認識であったために、本年3月31日までに文書による更新のお願いを失念致しておりました。大変、遅くなり更新のお願いと記載事項変更のお届けを致しますことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことのないよう万全の注意を払っていく所存でございますので、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

なお、別紙により「再送信同意申込書」を同封させて頂きますので、ご査収賜り、ご同意の程をよろしくお願い申し上げます。

謹白



大分ケーブルネットワーク株式会社から平成19年3月23日付で
提出された総務大臣裁定申請についての意見書


平成19年4月26日
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社



301

平成 19 年 4 月 26 日

総務大臣 菅 義偉 殿

郵便番号 814-8585
(よりがな)
住 所 福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号
(よりがな)
氏 名 アール・ケー・ビーまいにちほうそうかぶしがいしや
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
代表取締役社長 いしがみ や 石上 大 
電話番号 092-852-6666 (代表)

意 見 書

大分ケーブルネットワーク株式会社から平成 19 年 3 月 23 日付
で提出された総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送法
第 13 条第 4 項の規定に基づき別紙の通り意見を述べます。

1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

| | |
|-------|---|
| 当社の名称 | アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 |
| 代表者 | 代表取締役社長 石上大和 いしがみやまと |
| 住所 | 福岡市早良区百道浜二丁目3番8号 ふくおかしきわらくももちはらちもようめさばしちごう |

2 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

はじめに

このたび大分ケーブルネットワーク株式会社より当社に対し、有線テレビジョン放送法に基づき再送信の同意を求める「大臣裁定」の申請がなされた。

当該ケーブルテレビ事業者からは、昨年10月以来、再送信についての話し合いの申し入れが複数回あったが、その都度、当社は誠実に対応し再送信に関わる当社の考え方を詳しく説明してきた。それにも関わらず当該ケーブルテレビ事業者が当社の考え方を一向に理解しようとはせず、「大臣裁定」によって強制的に再送信同意を引き出そうすることは、非常に残念であり、また遺憾である。

(1) 「放送を意図している区域」について

当社の放送の再送信をどの地域で認めるかは、当社に固有の権限であり判断事項である。その権限の上に立って、当社が地上デジタル放送の再送信を認めるのは「放送を意図している区域」すなわち「免許上の放送対象地域」である。

放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性に鑑み、また、エリア内難視聴、ビル影難視等の解消に協力いただく観点から、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。

一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を当社が負っているわけでもない。従って再送信に同意しなければならない特段の理由はなく、むしろ、以下に述べる極めて深刻なさまざまな弊害がある。

当社はアナログ放送では、情報格差是正のためという理由が認められる場合に限り例外的に再送信に同意してきたが、これも本来は国と当該県の問題であって、他県の放送事業者の負う責任・義務ではないと考える。

放送対象地域外の再送信については、有線テレビジョン放送法に「大臣裁定」制度が導入された昭和60年代の狭小な区域に対するそれと、全国平均で40%を超える世帯が加入し、一事業社の業務区域も大幅に拡大した現在のそれとで

は状況が大きく異なっている。

「情報通信審議会」第3次中間答申では、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信について、「放送事業の放送の意図としての地域性」には「一定の合理性」がある旨、明記されているが、この考えはケーブルテレビでの再送信にも適用されるべきものと考ええる。

(2) 同一系列地元局OBSの視聴が適切かつ重要

当社は東京放送(TBS)をキー局とするJNN系列28社の一員だが、大分県には同じくJNN系列の大分放送(OBS)が存立する。当社とOBSは多くのJNNネット番組を共有するとともに、それぞれの放送対象地域においてローカル番組を制作して放送し、また、それぞれの放送対象地域をターゲットエリアとするローカルCMを放送している。

従って視聴者にとっては、共通のネット番組を当社の区域外再送信を通じて視聴する必要はまったく無く、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として地元局発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。

このほど当社では、大分県日田市のケーブルテレビ事業者に対してデジタルでの再送信に同意することとしたが、その理由は同市が福岡県と生活圏としての十分な一体性があると判断したからであって、大分ケーブルネットワークの業務区域である大分市にはそうした一体性は認められず、同意の必要性は極めて乏しいと考える。

(3) デジタル化で益々重要になる地元発の地域情報、災害情報等

当社は常に放送の「地域密着」を心掛けており、福岡地方の気象情報や緊急災害情報が県民生活の安全を支えているほか、福岡県内の出来事や県民生活を豊かなものにする地域情報をさまざまな番組を通じて毎日送り届けている。この点はOBSも同様であり、大分県民の生活の安全と豊かさに大きく貢献していると思われる。

区域外再送信を通じて当社の放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。

当社から見ても、福岡地方面向けの放送が意図しない地域で再送信されることによって、結果として誤った情報や役に立たない情報となることが危惧される。

地上波のデジタル化では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。従ってデジタルではアナログよりもさらに地元局視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外再送信はこれに大きく逆行する。

(4) 地域免許制度の形骸化をもたらす

地上放送事業者には放送法で定められた放送対象地域があり、志を同じくす

る各地の放送事業者が系列ネットワークを結ぶことによって編成・報道・制作・営業など、あらゆる部門で連帯、協力して経営基盤を確保し、これによって地上放送の優れた番組が実現している。加えて、そもそもチャンネルプランは、各地域での放送事業存立の基盤となる経済力等も考慮して、決められていると考える。

現在では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めることは、こうした地域免許制度の形骸化をもたらすこととなり、断じて受け入れられない。

区域外再送信を通じて放送サービス数を増やすことは、ケーブル加入者と非加入者で著しい不公平を生む面でも大きな問題である。

大分地域はクロスネットの局を含む地上波民放3局地区だが、今回の大臣裁定申請が求める福岡4波を加えると、実質的には「民放7局地区」となり、地元局の経営に甚大な影響が生じ、地上デジタル放送全体の健全な発展を損なうことが懸念される。

再送信の同意権限が発局にあることから、地元局の納得もしくは了解は必要ないとも言われるが、実際には地元局の経営に深刻な影響をもたらすことから、当社は同意にあたっては地元局の意向を確認することが必須事項と考えている。裁定の判断においては、福岡民放4社の意見と併せて大分民放3社の意見も、十分に反映されるよう強く要望する。

(5) 地元局経営への影響について

大分民放3社の推計によれば、当社など福岡民放5社の区域外再送信による経営影響は、
[REDACTED]

[REDACTED]、区域外再送信による地元放送事業者への経営的影響は甚だ深刻である。

2011年のデジタル全面移行に向けて、民放各局はマスター、スタジオなどの局内設備及びデジタル親局・中継局の置局など5年間前後の間に集中的なデジタル対応投資を進めているが、ローカル民放の場合、その額は1年間の売上高に匹敵するケースが多い。

多くの民放がこうした多大な投資によって、データ放送など地域密着型の高機能サービスを含む充実したデジタル放送を、放送対象地域内に可能な限り「あまねく」送り届けようと努めているところである。こうした「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している当社としても、こうした影響に関心ではおれない。デジタルの区域外再送信は特段の事情がない限り抑制されるべきである。

(6) 著作権法上の問題について

放送事業者には有線テレビジョン放送法に基づく同意の権限に加えて、著作

権法に基づく再送信許諾の権限が付与されているが(参考※1平成19年3月、予算委員会における伊吹文科相答弁)、当社としては、今回要請されているデジタル放送の区域外再送信については、この著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、有テレ法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。(参考※2平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」)

当社が購入もしくは制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内での放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、新しいメディアであるデジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。

当該ケーブルテレビ事業者との話し合いの中で、この著作権処理問題に再三言及したが正しく認識されたとは言えず、また、「有線放送事業者の責任で行うこと」に関する具体的な方針も何ら示されていない。

(参考※1)平成19年3月、予算委員会での伊吹文科相答弁

「著作権法99条に『放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する』とある。従ってケーブルテレビ局が放送事業者の専有している権利を、対価を払わずに侵すことは明らかに法律違反」

(参考※2)平成18年8月「文化審議会著作権分科会報告書」

「有線放送による同時再送信の場合、放送事業者は、第三者の契約処理を必要とする場合は有線放送事業者の責任で行うことなどを条件に、有テレ法に基づく再送信の同意を与えており、事実上はこれにより、放送事業者の著作隣接権の許諾も併せて与えられていると考えられる」

(7) CMの地域性について

民放の主たる収入源であるCMについては、広告主の意図および視聴者への影響に配慮して慎重に取り扱っているところであり、区域外再送信はCMの地域性の面でも問題が大きい。

放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CMや、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりではなく視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くこととなる。

ケーブル各社にその認識もなく、設備的にも対応できない現状の中で、当社が責任を負えない地域でのCMの放送は、広告主に対しては言うまでも無く、視聴者のためにも適切でない。

(8) アナログ放送での区域外再送信の同意について

ケーブルテレビ事業者からは、地上波がデジタルに変わるのはアナログ波からの単純な移行であるから、アナログ波での再送信に同意していた場合はデジ

タル波でも再送信に同意すべきである、との主張がなされている。この点について既に触れている箇所もあるが、当方の主張を重ねて申し述べる。

① ケーブル事業者の事業形態が変わってきている

昭和30年代の有線テレビ事業は「共聴施設」が主で、地方の難視聴解消の手段として普及が進み、区域外再送信も同様の考え方で同意されてきたが、40年代に入ると都市型受信難視聴の解消手段として、昭和60年代に入ると地上・衛星テレビの再送信に加えて多チャンネルサービスやコミュニティ・チャンネルも提供する都市型ケーブルテレビとして発展してきた。衛星放送や地上波放送がデジタル化された現在のケーブルテレビ事業は、光ケーブルを利用したこれらの再送信を含む多チャンネル映像サービスに加え、インターネット、電話などのサービスを全国で2000万を超える世帯に届けている。当初に較べると業務範囲は格段に拡大し、プラットフォームとして地元放送事業者に肩を並べる、若しくは抜きん出る事業に成長している。

このような中で、区域外再送信はケーブルテレビ事業者が多チャンネルを揃えるための営業政策として積極的に活用されており、当初の目的であった難視聴対策や情報格差是正の域を大きく外れている。

② サービスの質、量、内容が変わってきている

デジタル化された地上波ではメインの映像・音声に加え、データ放送、ワンセグ・サービスなどサービスが多層化しており、複雑化している。データ放送はより地域密着情報となり、ワンセグ・サービスもサイマル縛りが外れれば、本サービスとの連携も多様なものとなる。アナログ時代の単一サービスに比べ、情報を送り出す側の責任はより重くなっている。有線テレビでは、ワンセグは論外だが、データ放送を含む全ての情報サービスが忠実に再送信される保証はなく、「同一性保持原則」から外れる結果をもたらす。

また、アナログ波は受信点が遠くなれば遠くなるほど品質が劣化するが、パス・スルー方式のデジタル再送信ではメイン・サービスの画質・音質の劣化はない。アナログに比べ格段に品質の高い再送信が実現することになり、地元局の視聴習慣を損なうなど、弊害がますます大きくなる懸念される。

③ 著作権に対する社会的な認識が格段に厳しくなっている

知的財産権を重視する現在では法も整備され、著作権に対する対応はアナログ時代のそれよりも厳格になっており、何人に対してもその遵守が求められている。当方の放送に係る著作権許諾では放送範囲が定められており、殆どの場合区域外再送信は認められていない。

また、現在、コピー制限についての話し合いがなされているように、デジタルでは画質・音質の劣化が無く、受信点が遠くなると画質が悪くなる

アナログと同列には論じられるべきではない。

おわりに

平成 18 年末のケーブルテレビ加入世帯は「自主放送を行う許可施設」だけをとっても 2050 万世帯に達し、世帯普及率は 40.1% に及んでいる。これは平成 7 年と比べても加入世帯 5.7 倍、世帯普及率 4.9 倍という飛躍的な成長ぶりである。

そうした中で、「再送信不同意の正当な理由」が今もって昭和 61 年 4 月・衆議院通信委員会答弁の「5 条件」だけであるなら、ケーブルテレビ業界の著しい発展に目をつぶる時代錯誤の考え方と言わなければならない。大臣裁定制度を廃止するか、「再送信不同意の正当な理由」を抜本的に見直し、適正なものとするべきである。

デジタル放送のケーブル再送信は「2011 年 7 月全面移行」に向けて重要だが、それはあくまで区域内についてであり、区域外再送信については全面移行への課題ではない。むしろ、デジタル化にも絡む上記のさまざまな弊害、問題に十分留意した適正な判断が必要だと考える。

とりわけ当社の場合、大分地方の同一系列 O B S の放送および区域内再送信で視聴者ニーズは充足されており、区域外再送信は当該ケーブルテレビ事業者の営業戦術として“モアチャンネル・サービス”に過ぎず、こうした事例にまで強制的に同意させられることがあってはならないと考える。

尚、すでに述べたが、当社としては真摯に大分県のケーブル各社と話し合いを持ってきており、その結果として、隣接地域の K C V コミュニケーションズ（日田市）については、地元局の了解が得られたことや、放送波を直接受信している区域が多いこと、生活・文化・社会の各面で福岡地域と深い関係があることなどを考慮して、すでに同意することとした。

事業者間でこうした一定のルール作りのための努力が重ねられていることを十分に配慮し、今回の大臣裁定申請についてはくれぐれも慎重に取扱い、放送事業者（発局、地元局）の意見が十分に反映された結論となるよう、重ねて、強く要望する。

3 本件に関する協議の経過

(1) 本件に係る交渉経過は【参考資料 2】の通り。

4 その他参考となる事項

なし

平成19年4月17日

RKB毎日放送株式会社 御中

株式会社
テレビ編成

福岡波区域外再送信による大分地区への影響

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御社より照会のありました表題の件につきまして、弊社の考え方などを下記にご説明させていただきたく存じます。何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

謹白

記

大分地区民放3局のローカル売上(タイム・スポット)は年々減少傾向にあり、平成13年(2001年)が [] だったのに対し、17年(2005年)は [] と約 [] 減少しております。こうした状況の中、昨年度の視聴率調査における「その他」の視聴率(全日)は約9%と無視できない高い値を示しており、その大半はケーブルテレビを利用して福岡波(フカガ)を視聴してしるものと推察されます。「その他」の視聴率が高くなりローカル局の視聴率が下がれば、その比率で売上が下がり、ひいてはエリアのパワーや媒体価値を低下させる要因になるものと考えられるため、大分地区民放3局にとっても大きな経営問題となる事と憂慮しております。

また区域外放送の視聴利用により地元のCMの視聴機会が減ると地元の媒体力も落ちてしまい、結果として地元経済の活性化にとってもマイナスとなり、経済環境の観点からも好ましい事ではないとも考えております。このような中、御社をはじめとした福岡波の地上デジタル放送の区域外再送信がなされた場合、その影響は非常に甚大であるものと思われま

そこで、福岡波の区域外再送信が、大分地区にどのような影響を及ぼすのか、非常に大まかではありますが、下記の要素を使ってシミュレーションを行いました。(添付資料をご参照下さい)

- ・ 2006年度 大分地区 全日視聴率
- ・ 2006年度 大分地区 各局売上

[Redacted content]

以上

再送信地区逸失計算

大分地区 2006年度 全日視聴率

| | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 年度平均 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|
| TOS | 11.7 | 11.2 | 11.9 | 12.3 | 11.6 |
| OBS | 9.4 | 10.2 | 9.9 | 10.2 | 10.0 |
| OAB | 9.9 | 9.4 | 9.1 | 9.4 | 9.4 |
| その他 | 8.4 | 8.8 | 9.6 | 9.7 | 9.1 |
| [その他]推定率 | 50% | 50% | 50% | 50% | 50% |
| 推定在視聴率 | 4.2 | 4.4 | 4.7 | 4.9 | 4.5 |

(その他×[その他]推定率)

(千円)

| 2006年度各局売上 | | 第1四半期 | 第二四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 計 |
|--------------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|---|
| TOS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OBS | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| OAB | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 地区計 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| その他無 1%あたり売上 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 現状-その他無 1%あたり売上差 (=逸失売上) | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 TOS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OBS逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 OAB逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |
| 推定 地区逸失 | タイム | | | | | |
| | スポット | | | | | |
| | タイム+スポット | | | | | |
| | ネット | | | | | |
| | 合計 | | | | | |

RKB 毎日放送(株)

「大分地区再送信同意願い」交渉経過

「大分県内での再送信同意願い」に関して、交渉経過の概略は下記の通り。交渉は、すべてRKB毎日放送会館(福岡市早良区)内の会議室にて実施。

| 日時 | 出席者 | | 内容 |
|----------------|---|-------------------------|--|
| | 大分側 | RKB側 | |
| H18年 10月5日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | <p><大分ケーブルテレコム> 大分民放各社と協議してきたが、平行線のまま。正式に大分民放各社より、地元局として「福岡民放局の再送信同意を了解せず」の申し出を受け、再送信の発局である福岡民放各局へお願いしてきた。</p> <p><RKB> アナログで同意してきた時と、状況が大きく変化している。大分民放局の同意なしに再送信に同意することは出来ない。放送区域外に再送信する事に様々な問題があり同意する事は出来ない。</p> <p>以上、両者の意見に隔たりがあるが、今後継続して話をする事とした。</p> |
| H18年 11月20日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |
| H18年 12月18日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) <自治体ケーブル> 杵築市(杵築とんとテレビ) 日杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 新たに自治体ケーブルも出席し、各市より事情説明あり その他、特に進展なし |
| H19年 1月10日 | 大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) | テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部 | 交渉状況に、特に進展なし |

| | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------|---|
| <p>H19年 2月19日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市) ＜自治体ケーブル＞ 杵築市(杵築どーんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワークが交渉に初参加 大分ケーブルテレコム ・1/25に大分の3局と話をしたが平行線のままで進展なし ・1/30に「区域外再送信問題」でケーブル連盟と打ち合わせ ・2/20に「大臣裁定」の書類を提出予定であったが、「日本ケーブル連盟」「日本民間放送連盟」との間で、3/5までに期間限定して話し合いが予定されているので提出を保留している ・2/6に大分県に対し、「大臣裁定を予定している」旨を説明し大分県として仲介に入る用意があるということ。</p> |
| <p>H19年 3月9日</p> | <p>大分ケーブルテレコム (大分市) CTBメディア (別府市) ケーブルテレビ佐伯 (佐伯市) KCVコミュニケーションズ (日田市) 大分ケーブルネットワーク (大分市) ＜自治体ケーブル＞ 杵築市(杵築どーんとテレビ) 臼杵市 豊後大野市(おおのケーブルテレビ情報センター)</p> | <p>テレビ編成局 編成部 技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルテレコム ・今後の交渉は「ケーブル4社(注1)」「自治体ケーブル(注2)」「日田市のKCVコミュニケーションズ」の3グループに分け、それぞれ異なる方法により実施する事とした。 ・「ケーブル4社(注1)」は、大臣裁定の申請の用意をしている。3/9もしくは3/12に総務省に提出を予定している。 ・「自治体ケーブル」は、大分県が間に入り、現在調整中。 ・「KCVコミュニケーションズ」に関して、大分地元局の同意が取れたことにより、同意を求められた。 ・会議終了後、KCVコミュニケーションズの担当者から別途説明をうけた。</p> |
| <p>H19年 3月16日</p> | <p>大分ケーブルネットワーク (大分市)</p> | <p>技術局 技術管理部</p> | <p>大分ケーブルネットワーク ・アナログの再送信同意の更新手続きを継続してきたが、システマ的な問題で現在のところRKBとKBCについては再送信を行っていない。 ・チャンネルの数を減らさざるを得ない状態となり、系列局が地元にあるこの2社を再送信しないこととした。 * 弊社には、この件の説明はなく更新手続きを継続していたことになる。</p> |

(注1)大分ケーブルテレコム、CTBメディア、ケーブルテレビ佐伯、大分ケーブルネットワーク
(注2)杵築市、臼杵市、豊後大野市、佐伯市

<参考>

平成19年 3月 26日

弊社役員会にて、KCVコミュニケーションズ(日田市)に対し、デジタル放送でも再送信に同意する事を決定し、同日に同意書を郵送。